

【「徳島バッテリーバレイ構想」産業用地適地選定調査事業】仕様書

1 委託業務名

「徳島バッテリーバレイ構想」産業用地適地選定調査事業

2 業務の目的・概要

徳島県（以下本県）では、「徳島バッテリーバレイ構想」に基づき、蓄電池関連産業を徳島県の新たな産業の柱として確立していくため「蓄電池関連産業の集積」を図ることとしている。

本調査では、企業誘致の受け皿となる最新の「企業ニーズ」に対応した「産業団地」の造成をも見据えた「産業用地適地」を選定するため、県内全域で調査を実施するものである。

3 業務の内容

次のとおり、「徳島バッテリーバレイ構想」産業用地適地選定調査業務を行う。

なお、具体的な進め方については、適宜県と協議を行い、県の指示に従うほか、業務の進捗状況について、適宜報告を行うものとする。

（１）調査対象地

県内全域

（２）調査期間

契約締結の日～令和８年２月２７日（金）

（３）調査内容

① 蓄電池産業を取り巻く産業立地の動き、最新の産業用地造成の状況整理

蓄電池産業を取り巻く産業立地動向や最新の産業用地造成状況を整理し、新たな産業団地開発に向けた方向性について検討する

ア 全国的にみた立地動向の動き

イ 蓄電池産業の立地動向

ウ 全国における最新の産業用地造成状況

（再エネを最大限活用した産業団地の造成や、民間活力の活用による事業実施の事例など）

② 産業用地候補地の選定

県内全域にて、優先的に産業用地として開発を検討すべき適地を、交通条件（IC、幹線道路との距離）などの立地環境および規模などを基準に、１５～２０か所の産業用地候補地の選定を行う。

ア 候補地の比較検討

イ 産業用地候補地の選定

③ 産業用地候補地の総合評価による順位付け、および産業団地造成候補地の選定

産業用地候補地について、現地視察を行う。

①の調査を踏まえた上で、広域・接道等の交通条件、用排水・電力供給網、地形地盤構成、支障物件等のインフラ整備に関するハード面、また、従業員の利便性・周辺生産人口の分布、用地取得の難易度、都市計画法・農地法・埋蔵文化財保護法等の土地利用調整の必要性などのソフト面などについて現状把握を行う。さらに、評価基準に基づく総合評価を実施し、候補地の順位付けを行う。

また、総合評価をもとに、実際に産業団地を開発するにあたってのポテンシャルの高い候補地の検討を行い、産業団地造成候補地として3か所程度を選定する。

ア 産業用地候補地の現地視察

イ 産業用地候補地のハード面、ソフト面における現況調査

ウ 産業用地候補地の総合評価、順位付け

エ 産業団地造成候補地の選定

オ 産業団地造成候補地における開発方針の検討

④ その他

①～③のほか、予算額の範囲内で実施可能な、本業務の目的、趣旨を達成する上で有効な追加提案があれば、提案書内で記載すること。

4 その他留意事項

- (1) 事業実施にあたっては、受託者自らが管理運営することとし、再委託等による一括下請けは行わないこと。業務の一部を再委託する必要がある場合は、県に事前に協議すること。
- (2) 本業務の成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、当該成果品引渡し時に、県に帰属するものとする。
- (3) 契約後において、内容を変更する必要がある場合の対応は、別途協議によること。
- (4) 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は事業が終了した年度の終了後5年間保存するとともに、本事業に係る検査が行われる場合は協力すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、定めるものとする。

5 成果の報告

- (1) 調査業務終了後、令和8年2月27日（金）までに成果物として次の資料を提出すること。提出方法については、県の指示に従うこと。また、当該期日前に、県から中間報告を求められた場合は、県の指示に従い、報告

すること。

- ① 調査業務報告書（自由形式） 正本 1 部 副本 6 部
 - ② その他関連する資料 7 部
 - ③ 上記報告書及び資料の電子データ 1 式
- （２） 委託業務の終了後速やかに、別途指定する様式による委託業務完了報告書を作成し、提出すること。